

2025年度事業計画

法人経営方針

速やかにコロナ禍前の水準に復帰できるよう、利用者に対するサービス活動の幅を広げ、次に掲げる取り組みを軸に、積極的経営を進める。

また、第2次経営計画の最終年度となるため、改めて検証・評価を行うとともに、社会情勢の変化に応えられる第3次経営計画の策定に取り組む。

- (1) 戦略的な人材確保策と多様な人材育成策の展開
- (2) 空床期間の短縮及び高占床率の維持
- (3) 外来診療件数の増加
- (4) 各種事業における登録者数及び参加者数等の増加
- (5) 各種加算及び補助金等の積極的活用
- (6) 職員の効率的配置と超過勤務の縮減

I 法人本部事務局

1 適正かつ効率的な法人経営等

理事会及び評議員会への時宜に応じた報告、情報提供を行い、そこでの決議や様々な意見、評価等を法人経営や施設運営に反映するとともに、内部通報、内部監察等の内部管理体制を機能させ、適正かつ効率的な法人経営や施設運営を図る。

[主な年間スケジュール]

4月	評議員選任委員会
6月	第1回理事会 (理事及び監事の選任の提案) 定時評議員会 第2回理事会
9月	内部監察の実施
11月	第3回理事会 第2回評議員会
3月	第4回理事会 第3回評議員会

※2025年度は理事、監事、評議員の改選を予定している。

2 第2次経営計画の推進と分析

3か年計画の最終年として、計画の実施とともに、これまでの評価と現状、今後の社会情勢も含めて総合的な分析を行い、見直しや変更も含めて第3次経営計画へとつながる取組みを進める。

- | | |
|-----|--|
| 6月 | 第1回理事会及び定時評議員会において報告
・第2次経営計画の達成状況
・第2次経営計画の2025年度進行スケジュール |
| 11月 | 第3回理事会において報告
・2025年度上半期の第2次経営計画の進捗状況 |

3 第3次経営計画の策定

第2次経営計画の検証をふまえて、新たに3か年の経営目標を策定する。

- | | |
|-----|-------------------|
| 4月 | 原案の作成及び各拠点との調整開始 |
| 9月 | 本部会議における原案修正等 |
| 11月 | 理事会及び評議員会における意見聴取 |
| 2月 | 本部会議による最終案の確定 |
| 3月 | 理事会及び評議員会における議案承認 |

4 人材の確保・育成・定着

(1) 各施設の安定的な運営を支える職員の確保・採用

各施設の安定的な運営体制を確保するため、2026年度に向けた採用活動を進めるとともに、随時、欠員補充のための採用活動を行う。

そのため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、特に採用困難職種については、各施設との連携強化し、より広範囲な学校訪問、webを活用した説明会の開催等、法人及び各職場の魅力アピールする機会を引き続き拡大していく。

主な採用活動	目標
就職セミナーの開催	36回
合同就職説明会への参加	10回
学校訪問	6回

(2) 「人財」の定着に向けた働きやすい職場づくり

組織・事業を支える「人財」の定着を図るため、誰もが働きやすい職場づくりを進めていく。特に今年度は育児介護休業法の改正に合わせ、仕事と育児・介護の両立に向けた法人独自の取組の充実を図っていく。

また、職員一人ひとりが尊重され、いきいき働ける環境整備の一環として、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場づくりに取り組む。

(3) 法人・施設の運営を担う職員の育成

職員の業務能力・スキル向上及びキャリア形成支援の一環として資格取得支援事業に引き続き取り組む。

また、試行実施していた「目標によるマネジメントを活用した業務実績評価（目標チャレンジ）制度」を本格実施し、職員の成長を支援するとともに、評価を処遇に反映することでモチベーションの向上を図る。

Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

1 全体目標

重症心身障害児者（重症児者）が年々重度化する中で、安心・安全かつ先進的な重症心身障害医療・福祉サービスを安定して提供しなければならない。長期入所利用児者の QOL 向上、潤沢な短期入所サービスの提供、信頼される外来専門診療は、常にセンター港南に求められている課題である。職員の慢性的な欠員状況下でもこの全体目標を達成するためには、あらゆる業務の効率化、職員が働き易いと実感できる職場環境への具体的な改善を図ること及び人材の確保・育成・定着の3項目を最優先に取り組む必要がある。また、看護基準を見直し、看護・支援の新たな協力体制を構築することも重要である。本年度中にはこれらの課題達成を具現化し、将来取り組むべき新たな事業に繋げたい。

2025年度は、職員一人ひとりのワークライフバランスに応じた多様な働き方や福利厚生の充実を図るとともに、人材の確保、育成、定着に力を注ぐことによって、効率的で効果的な施設運営、安心・安全な医療・福祉サービスの提供に努めるため以下の指針に基づき事業を進めていく。

2 運営事業の指針

(1) 戦略的な人材の確保、人材育成と定着

各種学会・研修会等での発表やホームページ・SNS等を活用してセンター港南の知名度を向上させるとともに、就職説明会への参加、学校訪問や実習生の受入れを積極的に行い、新たな人材確保へつなげる。また、人材育成と定着を図るため、全ての職員が意欲的に業務に取り組めるよう、OJTをはじめとした研修体制と充実した福利厚生を模索し、職員にとって働きやすい職場環境の整備を進めていく。

(2) チーム医療の推進

医師や看護師、生活支援員、リハビリの専門職など多くの専門職が支援を行うセンターの特徴を活かし、呼吸ケアや褥瘡ケアなどチーム医療の推進を行う。

(3) 入院基本料7対1看護基準取得への検討

利用者の重症化への対応として、看護基準を現行の10対1から7対1に変更することを検討し、看護師の配置数を増やし、充実した医療・福祉サービスの提供を目指す。

(4) 在宅支援サービスの充実

医療的ケア児の通学支援の他、在宅支援事業の開業について、横浜市の事業計画も視野に入れ、具現化を検討する。

(5) 経営意識の向上

経営基盤の安定を図るため、職員全員が「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事する。

(6) 安全管理

職員一人ひとりが医療安全の必要性、重要性を認識し、適切な業務を遂行できるよう安全な医療とケアの向上に努める。

3 数値目標

事業名	2025 年度目標（前年度目標）
外来診療	110.0 名/日（112.0 名/日）
長期入所	142.6 名/日（142.6 床/日）
短期入所	14.4 床/日（上半期 12.0 床/日、下半期 15.4 床/日）

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

- (1) 医療安全を常に念頭におき、安全・安心、良質かつ適切な医療・福祉サービスの提供を行う。
 - ① 各自安全面への意識を高く持って日常診療にあたる。
 - ② 適切な感染対策を行い、利用者・職員の安全と健康を確保する。
 - ③ 入所、外来において良質な医療を提供し、かつ医療経済面を常に意識する。
- (2) 入所利用者に求められる先進的な医療の提供。
 - ① てんかんの診断、治療薬の選択を適切に行う。
 - ② 耐性菌対策を念頭に感染症治療を行う。
 - ③ 入所者の高齢化に伴い、がん検診・がん治療、緩和医療を強化する。
- (3) 外来利用者に求められる医療サービスの向上に努める。
 - ① 地域の医療機関と連携し、利用者の健康維持、生活の質の向上に努める。
 - ② 外来診療の人数・質を向上させ、地域における神経発達症の初診待機日数短縮に貢献する。地域の移行期医療の担い手となる。
- (4) 医療・看護水準向上のため、専門的な医療ケアチームの体制を整える。
 - ① 栄養サポートチーム (NST)
 - ② 摂食・嚥下外来
 - ③ 褥瘡ケアチーム
 - ④ ACP チーム
 - ⑤ 呼吸ケアサポートチーム (RST)
 - ⑥ 感染コントロールチーム (ICT)
- (5) 積極的に学会発表、報告活動を行い、人材育成と日常診療の検証・向上に努める。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

- ① 外来利用者の多様なニーズに対応したセラピーを提供する。
- ② 多職種連携や医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
- ③ 安心して利用できるよう、短期入所利用者のサポートを行う。
- ④ 人材育成やリハビリの質の向上のため、三施設のリハ全体で連携し、合同研修及び勉強会を行う。

研修内容	目標
三施設合同研修	年2回
職種別勉強会	年2～3回

(2) 薬剤課

- ① 薬物相互作用、副作用、新薬の情報を取得し安全で効果的な薬物療法に貢献し、長期利用者へは薬剤管理業務を行う。
- ② 後発医薬品への切り替えや在庫の整理を行い、効率的かつコストを意識した在庫管理を2ヵ月に1回実施する。

業務内容	目標
薬品の在庫管理	6回

- ③ 短期入所の円滑な運用のため、他部署と連携して安全・安心な医薬品の提供に努める。

(3) 検査課

- ① 検査データの精度および信頼性の向上のため、日常精度管理の励行、定期的機器の点検・整備を医療法に基づき年1回実施する。

装置/機器類	点検内容
電解質測定装置	オーバーホール点検（必要交換部品の確認・実施）
血液ガス分析装置	指定定期交換部品の作業
心電計	漏れ電流の計測確認、出力波形の状態確認
脳波計	漏れ電流の計測確認、出力波形の状態確認

- ② 検査の依頼動向に合わせた検査体制をとって効率的な業務を実施し、検査件数の変動に支障ないよう対応する。市中の情勢を迅速に得て、検査試薬や検査キットの在庫管理を適正に行うよう努める。
- ③ 感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療に貢献する。

(4) 放射線課

- ① 利用者の安全性のため、被ばく線量の最小化を第一に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。利用者に対し医療被ばくに関する情報提供を積極的に行い適正管理に努める。放射線業務従事者の被ばく線量管理を徹底する。
- ② 検査の精度・信頼性の向上のため、検査機器の保守点検及び整備、知識及び技術の習得に努める。
- ③ 効率的な業務を行い、入所・外来の検査の円滑化に努める。

(5) 栄養課

- ① 衛生管理や食品アレルギー対策を徹底し、安心・安全な食事の提供に努める。
- ② 災害時に備え、食品・栄養剤の適切な在庫管理を月1回実施する。

業務内容	目標
食品・栄養剤の在庫管理	12回

- ③ 栄養相談において利用者の状態に応じた適切な栄養指導や増粘剤等の調整及び情報提供を行う。
- ④ 経済性を考慮した食品選択や効率性の良い給食オーダー方法を考案・実践する。

(6) 臨床工学技士

- ①人工呼吸器をはじめとする医療機器を安全に管理・運用する。
- ②医療機器の適応や使用法についての情報提供を積極的に発信し、チーム医療に貢献する。
- ③医療機器の統一化や備品の管理を行い、コスト削減に貢献する。

(看護部・生活支援部)

(1) 居住支援部門

- ① 安全で安心できるケアを目指し、二人介助の推進と徹底を行う。
- ② 利用者本人の意思を反映した暮らしの実現に向けて、日常生活の中で意思を尊重するケアに取り組む。
- ③ 児童に対し、学齢期の早い段階から卒業後の生活と自立への支援を行う。
- ④ ボランティア活動・地域交流の推進に努める。
- ⑤ ACPの啓蒙活動並びに、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を基盤とした指針を作成する。
- ⑥ 利用者支援の中で研究的取り組みを行い、学会等で発表する。

(2) 在宅支援部門

① 医療福祉相談室

(ア) 初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、相談内容により診療部・リハビリテーション課・外来課との調整を行い初診に繋げる。施設の機能に関する利用相談および他機関への伝達等、利用者の不安に寄り添い必要な支援に繋げる。

(イ) 短期入所調整

利用者のニーズを把握し、稼働ベッド状況に応じて最大限の入所調整を行うと共に、新規利用の相談に応じて情報収集および関連部署との共有、事前外来の実施や体験入所等を調整の上、通常申込みに繋げる。

また、緊急入所の依頼があった際には、速やかに診療部・入所棟との協議を行い、受け入れ可否の判断や調整を速やかに行う。

(ウ) 新長期入所調整

行政との検討が速やかに行えるよう、候補者の選考に関わる情報整理を行う。入所者決定後は、関係機関、入所棟と連携し入所者およびご家族が安心して入所日を迎えられるよう支援する。

(エ) 指定特定相談支援事業の拡大

サービス等利用計画(計画相談)の要望を把握し、地域ニーズに応じていけるよう業務拡充を目指し体制整備を行う。

(オ) 委託事業「二次相談支援事業」

横浜市からの委託を受けて、重症心身障害児者への専門性を活かして相談対応する。地域の支援機関(基幹相談支援センター、区役所、学校、通所先等)をはじめとした支援者サポートに努める。

(カ) 外部向け講座等の企画開催

地域啓発や支援者のスキルアップを目的とした講座・勉強会の企画及び運営を行う。

② 外来課

(ア) 外来診療の質向上のため、本人・家族・他部門と連携し安心・安全でスムーズな診療環境を提供する。

(イ) 外来受診者の在宅生活の継続ができるよう、家族個々の実情を把握し複数の部門・診療科と連携して適切な地域医療サービスを行う。

(ウ) 管理料、指導料などのコスト漏れや、診療衛生材料の見直しを定期で行う。

(エ) 感染対策は引き続き徹底し、安全な診療に取り組む。

(安全管理室)

(1) インシデントレポートが速やかに回覧できる内容の改定を目指す。

(2) 発生したインシデント・アクシデントを分析し、その対策を全職員に周知し、医療事故の発生防止に努める。

(3) 全職員が感染予防を理解・実行できるようにする。感染コントロールチーム(ICT)が中心となり、院内感染等の管理を徹底する。

(4) 施設内の安全衛生のため定期的な巡視を行い、5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)に取り組む。

(管理部)

(1) 慢性的な職員の欠員解消を目指し、引続き就職説明会の開催や学校訪問、ホームページ改善を積極的に行い、人材確保及び育成、定着を図る。

採用活動	目標
合同就職説明会(看護)	3回
合同就職説明会(生活支援)	5回
学校内就職説明会	3回
インターンシップ	24回
WEB説明会	24回
学校訪問(看護)	8回
学校訪問(生活支援)	7回

- (2) 高い経営意識を持ち、物価高騰などによる委託業務の契約金額増加や、備品購入等に対し、適格な選定を行い、予算値どおりの運営を目指す。
- (3) 医療的ケア児への通学支援や生活介護等、在宅支援事業開業の具現化を図る。
- (4) 職員の健康維持向上として、時間外労働時間や年次有給休暇取得日数の適切な管理の徹底を行う。
- (5) 防災対策の向上及び取組みとして、実践に近いBCP訓練を年2回実施し、備蓄品の整理及び在庫数量等の見直しを年1回行う。

実施日	内容	備考
2025年11月	BCP開設準備訓練	※発災から災害対策本部開設まで
2026年2月	BCP総合訓練	※発災から初動～1時間後まで
2025年7月	備蓄品在庫整理	※福祉避難所備品含む

Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

1 全体目標

法人の基本理念および経営方針の下、長期利用者には安心・快適な彩りある生活を、在宅利用者には各種の在宅生活支援事業を柔軟に活用したきめ細やかな支援を提供し、同時に新たな人材の確保と職員のウェルビーイングの向上に取り組み、事業の安定した運用を目指す。

具体的には高齢化が更に進んでいる長期入所者の健康管理と ACP（人生会議）の強化および日中活動の充実、この数年縮小を強いられてきた在宅支援事業の復旧、前年度に引き続き実効性の高い災害時事業継続計画（BCP）の策定と検証、そしてこれらを達成するための基礎となる職員の確保・育成強化と離職防止を重点目標とする。

一方、経営面では空床期間の短縮による占床率の維持、短期入所利用者の新規登録再開と利用件数増加、外来受診者数の増加、各種補助金の確保などに取り組む。

2 運営事業の指針

(1) 長期入所者の健康管理と生活の質の向上および空床期間の短縮

各棟ともに利用者の高齢化は更に進んでおり、それに伴い悪性腫瘍の発生や加齢に伴う臓器障害の頻度が上がっている。親族の保護者が不在の利用者が増えて本人と当施設職員等による治療方針の意思決定をせざるを得ない状況も増加している。今年度はより適切な意思決定の仕組みを構築する。

一方、日中活動は担当職員のみならず施設全体の欠員が充足されず十分に行えていないため、ボランティアの積極的導入や ICT を用いた新たな活動様式を模索する。

利用者逝去による空床が以前より多く発生していて経営を圧迫しているため、より早期に新たな入所者を受け入れられるように引き続き横浜市の担当部局に働きかける。

(2) 人材確保と育成の強化および職員ウェルビーイングの更なる推進

以前より法人採用サイト、人材紹介会社利用、求人イベントや合同説明会への参加、看護学校・福祉系学校への訪問、現職員からの紹介などの方法で職員募集を行ってきたが、加えて昨年度は各職種の業務内容を具体的に示した新たな採用サイトを立ち上げ、また Instagram による現場の職員からの発信も開始した。更に事務局に人材確保戦略担当職員を配置して職員採用活動を強化した。今年度はこれらを更に活用して欠員解消と新たな戦力となる職員の確保に努めたい。

一方、職員の横療への帰属意識が高まり、横療で働く喜びを感じられることを目標に一昨年頃からウェルビーイング経営に取り組んでいる。昨年度は組織横断的なテーマに関する座談会や体験教室などを実施したが、今年度も引き続き積極的に展開する予定である。

(3) 在宅支援事業の安全で柔軟な運用

現在、短期入所、訪問看護ステーションえーる、ヘルパーステーションまいはーとは人員不足のために業務縮小を強いられ、生活介護、放課後等デイサービスは利用者の体調不良による欠席が多くなっていて、サービス提供、事業収支共に課題の多い運営状況になっている。可能な限り早期に欠員を解消して従来への運用まで回復させるとともに、生活介護では前年度に引き続き現状に即した適切な報酬制度への改正を行政に働きかけていく。

(4) 実効性の高い災害時事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定

前年度まで年2回の全体大規模訓練と部門毎に頻回に小訓練を繰り返してきて、BCPは細部にわたるまで具体的な計画が出来上がってきた。今年度も繰り返し訓練とシミュレーションを行い、更に実効性のある計画を策定していく。また福祉避難所としての役割と具体的な行動計画について旭区や横浜市の担当部局との連携の中で構築していく。

(5) 対人業務以外の業務に対するAI（人工知能）技術の導入の検討

近い将来に福祉・医療の様々な領域にAIが導入されると予測されているが、まず直接利用者を対象としない業務にAI技術を活用してその処理プロセスの効率化を図り、職員の業務負担の軽減を試みる。主に事務的な作業が対象となり、例えば各種委員会会議録の作成、勤怠管理、レセプト請求業務などが考えられる。技術的、資金的に可能なことから導入を検討する。

3 数値目標

事業名	2025年度目標(前年度目標)
外来診療	89名/日(88名/日) ※97名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	94名/日(95名/日)
短期入所	9名/日(8名/日)
生活介護	16名/日(16名/日)
訪問看護ステーションえーる	160件/月(120件/月)
ヘルパーステーションまいはーと(居宅)	285件/月(285件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.5名/日(4.6名/日)
保育室ひかり	16名/月(16名/月)
病児保育室あさひ	2.1名/日(2.1名/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

数年来慢性的な人員不足が解消しないまま、利用者の高齢化と重症化が進み、日常診療内容も高度かつ個別化し、維持継続自体が課題となっている。この中で多様な感染症対策を臨機応変に講じながら、安定した診療の継続を最優先に目指す。また悪性腫瘍など成人病への対応が日常的になり、診療方針についての意思決定、ACPは当センター全体の課題となっており、今年度は具体的な施策を講じ、当センターとしての方向性を決定する。

大規模災害や感染症などに対する事業継続計画(BCP)に従い、診療部門としての役割を果たせるように、各部門との連携を強化して対応する。

(1) 長期入所(目標94名/日)

①重症化、高齢化する利用者に対する医療ケアについては、呼吸・輸液管理など現状通りの方法や頻度での維持が難しくなり、緩和医療への移行の見極めも重要となっている。人員の欠員が加わり、ジレンマを生じている状況でもあるため、指示、治療内容を詳細

に見直し、他職種との連携をこれまで以上に密にして、利用者及びスタッフに対して適切と思われる方法の再構築を行っていく。

②他科受診および転院の頻度が高くなり、他院との連携上、医療方針決定場面が増えている。日常における ACP、意思決定の関わりが全利用者に必要であり、多職種で検討していく。

③利用者家族や後見人との面談、意向確認については上記②のため、原則的に定期的に対面で行い、後見人への移行もあるため医療方針決定者の見通しを共有していく。

(2) 短期入所（目標 9 名／日）

①人員不足などによる短期入所受け入れ困難な状況が持続している中、全棟、他部署含めてセンター全体の事業として対応し、可能な限り、短期入所病床を確保し事業継続を図る。

②他事業所や主治医、メディカルショートや地域包括病棟利用など新たな施設利用を模索し、連携を強化する。在宅サービスの積極的な導入を進める。

(3) 外来診療（目標 89 名／日）

①救急体制、入院受入困難な状況を踏まえ、入院可能な病院との連携を行う。

在宅訪問医の紹介が必要な利用者には勧めていく。

②利用者及び保護者の高齢化に伴い、成人科との連携を図り、適切な診療科の紹介、社会資源の導入など在宅・地域生活の医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医の知識を得るため研鑽する。

③発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。またリハビリ介入や心理など、当センターの機能が発揮し得る利用者の受け入れを積極的に進める。

④生活介護及び放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。

⑤入所・外来にて栄養サポートチーム（NST）・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。

⑥オンライン診療につき、有益と思われる対象者について積極的に勧める

⑦歯科は他部署と連携し、院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応えるよう努める。長期入所者・生活介護の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診、たちほどがやの定期検診及び訪問ブラッシング指導は例年どおり実施する。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課（外来目標 45 名／日）

①入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。

②生活介護の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。

③外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。

④地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム・たちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。

⑤保育所等訪問支援事業立ち上げるための準備・事業開始・運営に関する業務を行う。

⑥横療・センター港南・あおばの 3 施設において安定した頻度・内容のリハビリの提供を実施する為、必要時に 3 施設間での業務連携、応援ができるよう体制を整える。

⑦人材育成については3施設が連携して行うこととし、リハチーム全体及び各部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

- ①医薬品の適正な供給および在庫管理を行う。
- ②有効かつ安全に医薬品を使用するための情報提供を行う。
- ③多職種と連携・協力し、薬剤の適正使用の確認に努める。
- ④配薬カートへの薬のセット、またセットされた薬のダブルチェックを行い、誤薬防止に努める。
- ⑤研修に参加し、知識と技能の向上を目指す。
- ⑥全自動散剤分包機の導入など、ICTの活用を積極的に行い、人手不足問題を解消する。

(3) 放射線課

- ①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ②放射線安全管理に基づき、被曝管理を徹底する。
- ③放射線業務に携わる医療従事者の水晶体の被曝軽減に努める。
- ④他部署との連携・協力を図り、より良い診療支援を目指す。
- ⑤年間を通して、健康診断（一般撮影・CT・エコー）を診療部と連携して計画的に行う。
- ⑥年一回の放射線安全管理研修を実施する。

(4) 検査課

- ①迅速で正確な検査を実施する。
- ②検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ③検査機器の動作状態を把握し、突然のトラブルが生じても適切な対応ができる体制を整える。
- ④業者と連携し試薬及び物品の納入状況を事前に把握し、業務に支障をきたさないよう臨機応変に対応する。
- ⑤機器操作及び運用マニュアルを随時更新する。
- ⑥感染情報を迅速に発信し、他部署と連携しながら院内感染予防・対策を徹底する。
- ⑦電子カルテ及び検査システムの更新がスムーズに運用できるよう、他部署との連携を図る。

(5) 栄養課

- ①安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。
- ②イベント食やリクエスト食の計画的な取入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。
- ③栄養士チーム（NST）で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④外来栄養指導を積極的に実施する。月平均2件、年間24件以上を目指す。
- ⑤生活介護と放課後等デイサービス事業と連携する。
- ⑥災害、感染症拡大等、有事の際は業務継続ができるよう「食のBCP」を策定、実施訓練を重ねていく。

(6) 臨床工学技士

- ①医療機器を安全に使用できるようにまた、機器の性能が維持できるように保守を行う。
- ②医療機器(輸液ポンプ・シリンジポンプ)の一括管理し、効率的で適切な運用ができるようにする。
- ③医療機器の適正台数、施設内配置について検討する。
- ④他職種と連携して、信頼性が高く利便性のよい医療機器の選定を行う。

(居住支援部門)

(1) 療養介護

- ①長期利用者の高齢化や重症化を踏まえ、望む生活の実現に向け最善な時期を逃さない計画・実施を目指す。
- ②在宅利用者及び介護者の高齢化や利用者の重症化を考慮し、利用者への安心安全な生活保障を確保する。
- ③感染対策の取組をした上で、面会及び外泊・外出活動を積極的に推進する。
- ④様々な働き方を検討し、人材確保に努める。
- ⑤教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。
- ⑥研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

(2) 日中活動

- ①感染状況をみながら、ボランティアを積極的に受け入れ、活動を増やし、彩りある生活を提供する。
- ②ICTを用いた新たな活動様式を模索し、新たな発想で利用者の生活に広がりを感じられる活動を提供できるようにする。

(在宅支援部門)

(1) 外来看護

- ①外来診療・生活介護・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス・左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。
- ②チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- ③重心及び発達障害児者への看護に関する研修や、他部署との連携の中で外来診療に関わる新しい情報を共有し利用者には有益な診療を提供できるようサービスに努める。
- ④訪問看護ステーションと連携し、相互の支援体制を継続していく。
- ⑤感染対策を確実に実施することや、関連した施設との連携を密にすることで、感染拡大を防止しご家族が安心して受診できる環境を提供する。
- ⑥コスト意識を高め、管理料や指導料のコスト漏れがないよう確実に請求する。
また診療材料の価格の見直しを積極的に行う。

(2) 短期入所・入院

- ①センター港南と連携をとり、円滑な短期入所の運営に努める。
- ②人員不足を解消し、短期入所9床稼働が安定して実施できる体制を確保する。

③レスパイト等の定期的な短期入所に対応できるよう、3棟で調整し在宅サービスの維持に努める。

④新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、円滑な短期入所の受け入れを継続する。

(3) 生活介護（目標 16 名／日）

①効率的・柔軟性をもった送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。

②利用者の重度化に伴い、医療ケアの特定行為三号研修の充実と体制整備を行う。

③計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。

④個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。

⑤登録者の重症化に伴い、運営体制を検討する。施策上の対策の要望と併せ、課題解決へ向け、行動する。

⑥地域社会との連携、つながりを強化し、社会生活の充実を図る。

⑦新型コロナウイルス感染症をはじめとする多様な感染症対策の変化に対応しながら、その時々最良のサービスを行う。

(4) 医療福祉相談室

①一般相談

(ア) 相談窓口として、全ての相談に応じ、必要な支援を提供する。

(イ) 重度重複障害、及び、医療的ケアに関する専門的な相談に応じる。

(ウ) その他障害児者の診療・リハビリに関する相談に応じる。

(エ) 他機関との連携機能を強化し、専門機関への橋渡し、協働に努める。

②初診受付・相談

(ア) 新患相談受付窓口として受診希望者のインテークを取り、外来および診療部との調整を行い初診の案内をする。

③入所調整

(ア) 利用者のご家族や関係機関と連携し、安心して施設生活が送れるよう入所棟のサービス管理責任者と共同して支援する。

(イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。

(ウ) 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。

(エ) 最大限利用者ニーズに応えられるよう、毎月センター港南の医療福祉相談室との連携・調整を行う。

(オ) 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞き取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

④指定特定相談

(ア) 引き続きモニタリング等の業務を遂行し新規の利用受入を拡大していく。

(イ) 法人内（センター港南・たちほ도가や）の定例連絡会議を継続し、情報共有及び相談支援のサービス向上を図る。

(ウ) 地域の自立支援協議会および相談事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。

(エ) 利用者対応や調整などの業務をできる限り各種加算の算定に繋げ、収入増を目指す。

⑤退院支援

(ア) 当センターを主治医とする患者または当センター利用者が他院へ入院した際、退院後の在宅生活移行へのアセスメントを行い、在宅サービス・在宅医療への情報伝達に努める。必要時にはカンファレンスを開催し（退院前カンファレンスへの出席含む）、情報の共有と支援体制づくりのコーディネートを行う。

⑥委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

地域活動支援センター作業所型・障害者地域活動ホーム等の相談依頼に応じる。

⑦スキルアップと後進育成

(ア) 部署内勉強会、グループスーパービジョン、ケーススタディの継続的な実施。

(イ) 実習や研修講師依頼に応じ、社会福祉士、相談支援専門員などSWの後進育成に努める。

(5) 訪問看護ステーション「えーる」（目標 160 件／月）

①看護計画の定型化、記録の簡素化の推進、タブレットを使用した効率的な情報共有等の業務改善を行い、訪問件数の拡大に努める。

②計画相談事業所や他事業所と文章等による情報共有を実施することで、切れ目のない支援を実践し、看護師以外でも対応可能な業務については他職種に移行することによって利用者やご家族が安心して生活できる環境整備を目指す。

③センターでの勉強会を活用すると共に、在宅看護に特化した知識の向上が必要な研修に関しては、人材育成 e-ラーニングを活用し知識・技術向上に努める。

④訪問看護実習を受け入れることで、スタッフの技術、知識の向上に努めていく。

⑤標準予防策を遵守し実践していくことで、感染拡大を生じないような取り組みを行っていく。

(6) ヘルパーステーション「まいはーと」（目標 285 件／月）

①医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを広げていく。

②毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

③今後も登録ヘルパーの採用募集を継続し、事業の安定性と柔軟性を作っていく。

(7) 放課後等デイサービス「はみんぐ」（目標 4.5 名／日）

①安全で質の良いサービスを提供する。

②週 5 日、1 日 5 名の登録を目指す。

③研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

(安全管理部)

(1) 感染

①新型コロナウイルス感染症を含む院内の感染予防策を、マニュアルの見直しを含めて整備する。

②毎月の院内ラウンドを通して、環境による接触感染リスクの抽出と改善に向けた取り組みを行う。

③職員へ手指衛生行動チェックを行うと共に、手指衛生サーベイランスや順守率調査等から実践の評価を行い、さらに手指衛生推進に向けた取り組みを図っていく。

④院内感染拡大防止のため、職員へ標準予防策（手指衛生、防護用具取り扱い、環境整備、洗浄・消毒・滅菌、リネンや感染ごみの取り扱い等）や職業感染予防策の推進を図り、職員への教育・研修に取り組んで知識及び意識の向上を図る。

⑤多剤耐性菌や伝搬性のある感染症の発生状況について検査課と連携し、アセスメントを行うと共に、アウトブレイク防止対策に努めていく。

⑥災害時における感染対策マニュアルについて、見直す。

(2) 安全

①インシデントレポートの背景要因の分析を促進し、改善策に反映し、フィードバックを推進する。また、制約のある環境においてどのように成功しているのか、上手くいったことにも着目し、成功から学べるシステム（good catch report）を検討する。

②医療安全マニュアルの整備

「医療事故発生時の対応マニュアル」「行為別要点と対策」を重点に、整備を進める。

③医療安全に関する様々な変化への対応能力を高めるための、研修・学習を継続し、職員の安全に対する意識の向上を図る。

(管理部)

(1) 管理課及び医事課

①人事、人材管理

(ア) 人材採用

人材確保戦略担当を中心に、課題解決に取り組む。

取り組み内容	目標
旭区周辺地域へのポスティング	計4回（8,9,12,1月）
看護師及び生活支援員の非常勤（短時間勤務含む）雇用の試験的導入	採用目標：3名
関東圏の福祉専門学校への訪問	訪問目標：30校 2023年度実績 1校／ 2024年度実績 13校 (2024年9月時点)
就職説明会の参加及びWEB説明会の開催	開催目標：6回／年
採用サイトの定期的な更新、横療 Instagram を中心に広報活動に取り組む事で、自己応募での採用増加に努める	フォロワー目標：300

※その他、外国人雇用についての紹介会社の選定等を実施する。

(イ) 人材定着

ウェルビーイングワーキングを中心に、課題解決に取り組む。

取り組み内容	目標
職員間の連携強化のため、話せる場の提供	月 1 回
投書箱など職員の意見を吸い上げるためのツール作り	2025 年 7 月
退職理由のヒアリング方法を検討し、離職改善案を作成	2025 年度中

(ウ) 時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。

(エ) 適切な人員配置の見直しを行う。

②経理業務

(ア) 適正な予算管理と執行を行う。

(イ) 健全なセンター経営のため、経費削減に取り組み、財務体質の見直しを行う。

③福祉、医療請求業務

(ア) 障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。

(イ) 診療報酬の改定に伴い、報酬単価・加算の算定要件等を理解し、複数人で確認することで、加算の算定漏れが発生しないよう対応する。

(ウ) 長期入所・短期入所共に高占床率が維持できるように、行政や各部署との調整を行う。

④施設管理

(ア) 利用者の安心・安全のため、定期的な施設設備の点検及び計画的な修繕を実施する。修繕の際には、補助金を積極的に活用する。

2023 年度 C 棟 LED 工事（中小規模事業者省エネ設備導入補助金活用）

(イ) 災害・感染発生時の BCP 訓練の実施（年 2 回）。

旭区との連携を強化し、福祉避難所の立ち上げ訓練を実施する。発災時、当センターで受入れる方を想定した備品や災害食の支給をいただける様、協議を進める。

⑤物品管理

(ア) 電子カルテシステム更新により、快適なネットワーク環境にする事で、業務効率を向上させ、残業時間の減少に取り組む。（目標：5 時間未満）

(イ) 慢性的な人員不足をカバーでき、業務効率向上につながる ICT 導入の検討。

（電子カルテ更新、全自動散剤分包機、委員会や会議の文字起こし）

(ウ) マスコットキャラクター「ほのぼー」グッズの新作検討。

(2) 保育室ひかり（目標登録児童数：16 名）

①保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。

②保育室内及び保育室外周部の危険箇所を確認・改善する事で、園児の安全の確保に努める。

③月間・年間指導計画の PDCA を行うことで、自らの保育を振り返り毎日の実践に活かす。

④横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。

⑤卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。

⑥園見学、一時保育事業を行い、次年度の入所児童の確保や地域の家庭支援につなげる。

(3) 病児保育室あさひ

- ①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう、より良い保育を提供する。
- ②研修へ積極的に参加し、専門知識と保育の質の向上に努める。
- ③セーフティネット機能を持つ重要な子育て支援施設としての役割を担う。
- ④利用者が必要な時に利用できるように感染予防対策を徹底し、できる範囲で同病名同室での預かりを行う。広く受け入れを行えるよう流行の病気を把握し、予約の受け方を夫していく。
- ⑤保育施設等にパンフレットを配布し登録者を確保する。
- ⑥当センターの職員が安心して働けるよう、職員の子どもの預かりに柔軟に対応する。

IV 地域療育センターあおば運営事業

1 全体目標

感染予防対策を継続して利用児・職員の健康と安全を守りつつ、令和6年7月にこども家庭庁から発布された児童発達支援ガイドラインに基づき、利用児と家族のニーズに応じていけるようサービス供給体制を整えるとともに経営基盤の安定化を図る。

児童発達支援センターに求められる4つの中核機能、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能を踏まえた上で事業展開を実施する。

第2次経営計画の3年目として、まず電子カルテの本格稼働が業務に支障なく円滑にできることを目指し、職員育成計画や2024年に開設した一次支援事業所をより充実するために、職員一丸となって臨む。

2 運営事業の指針

- (1) 利用児・職員の健康と安全を確保して、最大限にサービスを提供する。
- (2) 利用児や保護者に必要な支援とは何か、どのように提供すべきかを第一に考える。
- (3) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの権利擁護」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (4) 外部事業所として開設した一次支援事業及び昨年度拡充した二次支援事業の円滑な運用と円滑なサービス提供に取り組む。
- (5) 電子カルテシステム本稼働に向けて、センター横断的に全部門を挙げて取り組む。
- (6) 他の地域療育センターや関係機関への職員派遣研修、交換研修など積極的な人材交流を行うことや研修への積極的な参加を促し、人材育成計画を推進する。

3 数値目標

診療課は、利用児（肢体不自由）の減少、人材育成や職員体制から訓練件数の減少が予測され、目標値を前年度から下方修正した。通園課は、設定数を60名（届出数）として、2024年度実績を参考に登園率を80%とした（60名/日×80%）、こども支援室は設定数を12名（届出数）として81%とした（12/日×81%）

部門名	事業名	2025年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療	38.7名/日（40.6名/日）
通園課	児童発達支援	48.0名/日（48.0名/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	9.7名/日（9.6名/日）
相談課	障害児相談支援事業	180名（180名）
	保育所等訪問支援事業	80名（80名）

4 各課の主要事業計画

(診療課)

(1) 医療者としての高い専門性

- ① 常に知識や技術の向上に努め、疾患概念、経過、治療法、予後など医学的専門知識に基づき、医療職として利用児を支援していくことを目指す。
- ② 各々の専門性を高めるために、研修など積極的に参加していく。

(2) 診療課の役割

- ① センターが展開する様々なサービスにおける診療課あるいは専門職として求められている役割を果たせるように努力し、サービスの充実を目指す。
- ② 診療課内だけでなく、他部門や多職種との連携を密にする。

(3) 安全並びに感染予防対策

- ① 利用児と保護者だけでなく、自身や他の職員を含む、センターに関わる全員の心身の安全の確保と感染予防対策の励行に努め、健全な環境の維持を行う。

(4) 他施設との連携を強化

- ① 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を行い、専門職としての職能向上を行う。
- ② 他の地域療育センターなど他施設との交流や連携を行い、地域の中核として支援の充実に担っていく。

(5) 人材育成

- ① 各自専門性を高める学会や研修に参加する。
- ② リハビリテーション部門は、法人合同研修のほか、施設間交流も利用して育成していく。
- ③ 看護師は、センター港南での交流研修を始める。

(通園課)

(1) 年間療育日数：210日(前年度：209日)

(2) 利用児数 ※()は前年度

児童発達支援	112名	(104名)
--------	------	--------

(3) クラス数 ※()は前年度

児童発達支援	16クラス	(16クラス)
--------	-------	---------

(4) 療育体制

単位：名

合計	クラス別	月	火	水	木	金	
週 5 日 全 3 クラス	週 5	6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
		6	6	6	6	6	
頻度 混合クラス	週 5 / 週 3 / 週 2	6	6	6	6	6	
		6	7	6	7	6	
		6	6	6	6	6	
週 3 日 全 3 クラス	週 3	7		7		7	
	週 2		6		6		
	週 3	6		6		6	
	週 2		6		6		
	週 3	6		6		6	
	週 2		6		6		
週 2 日 全 7 クラス	週 2	7		7			
	週 2		7		7		
	週 2			7		7	
	週 2		7		7		
	週 2		7		7		日々平均
日々合計		62	69	69	69	62	66.2

- ①本年度は高頻度の療育のニーズが減少し、発達障害児の週 5 日クラスを 3 つ、週 3 日クラスを 3 つ開設する。低頻度の療育については昨年度同様に両親共働き世帯の増加により、本来高頻度プランとなる児童が家庭要件で週 2 回が利用の限界という状況があり、週 2 クラスを 7 つ設定する。高頻度療育を必要とする世帯がもう 1 クラス分いない中で、週 5 ～週 2 利用児童を混合で組み合わせ、シェアクラスとして運営方法を工夫して実施するなど、利用児の状況の変化に応じて通園のあり方を検討しながら運営する。
- ②引き続き医療、福祉型の区分が統一され、児童発達支援としての運営になるが、療育課題、身体状態を鑑みてクラス編成を行う。
- ③本年度も日々定員を 60 名に設定して実施する。前年度より利用児数は 8 名増となる。
- ④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。
- ⑤卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。
- ⑥他職種に療育場面に参加してもらい機会を作り、情報共有や多様な視点で児童や療育を検討する場を設けてよりよい支援の充実を図る。

(5) 人材育成

- ①直接支援を実践する中で、療育を行うための知識・技術を養う。
- ②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。
- ③週 1 回、集まる時間を設定して、クラス間の情報共有や対応についての検討を行う。
- ④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

(こども支援室)

(1) 児童発達支援事業所の運営

横浜市地域療育センターが運営する児童発達支援事業所として、各課各職種との連携のもと、利用児の家庭や地域集団での日々の生活がより安定し、健全な発育に繋がるものとなるよう支援する。

①年間療育日数：164日（横浜市指定開所日数：162日、前年度開所日数：164日）

年間療育日数は、横浜市指定の年間開所日数（162日）を充足できるよう164日で設定し、各クラス年間41回の療育日数とする。

②対象児童

3～5歳児の自閉スペクトラム症(ASD)などの発達障害やその疑いのある児童

③療育体制

クラス数：8クラス（週4日（火～金曜日）各日2クラス設定）

定員：各クラス6名 計48名

月曜日は巡回訪問（利用児の所属園への訪問）日に充てる

④療育内容

- ・ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
- ・児童が所属する幼稚園・保育園等に訪問し対応方法等を共有する。（年1回以上訪問）
- ・保護者に対して、日々の参観や懇談に加えて保護者勉強会を開催し、発達の理解と対応を深める。
- ・卒園児に対しては、就学後も小学校期中は事業所が相談窓口になると共に、小学校1年生時には『卒園児の集い』を開催し、就学後の状況や相談ニーズを把握し、ライフステージの変化への伴走や必要な支援への橋渡しを行う。

(2) 二次支援事業として、利用児のニーズに合わせたサービス提供を目指し、既存のサービスの拡充、新規サービスの開拓を行う。

集 団	対 象	主な年齢	回数（開催頻度）
肢体系 グループ	肢体不自由児	1～5歳	月1×2グループ
知的発達系 グループ	発達障害・その疑いのある児童	2～5歳	週1回（4カ月程度 継続）×3グループ 年間：全9グループ
知的発達系 ひろば	運動発達遅滞や発達障害・その 疑いのある児童	3～5歳	月4～5回開催 申込制

(3) 人材育成

①OJTを通して、療育的視点や療育技術の向上を図る。

②定期的にそれぞれのクラスでの実践について情報共有を行い、相互的な研鑽に繋げる。

③地域その他施設・他機関に訪問し、見学研修や情報共有を行い、より良い支援に繋げる。

④職員それぞれの経験値を鑑みて、計画的な研修受講を促進する。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

①初回の電話相談等では、的確な聞き取りやニーズ把握に努め、適切な情報提供やサービス利用に繋がる案内を行うとともに、相談者の不安感等の軽減が図れるよう対応する

②センター利用に向けた事前面談については、初回の電話相談等から2週間以内の実施を目指し、利用児の持つニーズ・経過・背景等を丁寧に確認・把握し対応する。また、診療に至らない場合でも支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療育支援（サービス）へと繋げるほか、利用児が通う幼稚園・保育園等への訪問支援事業等について検討していく。

(2) 計画相談支援

①福祉サービス（通園・こども支援室・保育所等訪問支援）の利用児の障害児支援利用計画書の作成（モニタリングも含めて約180名分作成）を円滑に行うとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。

②区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を継続的に図る。

(3) 各種事業

事業名	内容	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園への巡回相談	約130園の内、約80園の訪問
学校支援事業	区内公立小学校への訪問支援	約30校の内延べ30回の訪問(研修含)
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校への訪問支援	約80名についての訪問支援
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年2回の実施
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年12回程度の実施
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール(4)、おもちゃの広場(4)、すてっぷ(2)への巡回支援	年10回の実施

(4) 相談支援・一次支援の強化

横浜市の2022～2025年度中期計画では、地域療育センターによる一次支援及び保育所等への巡回訪問の拡充が施策方針に盛り込まれており、2024年4月1日に一次支援事業所を開設した一次支援事業所の安定的な運営を行っていく。

事業名	内容	回数
ひろば事業 (みんなであそぼ)	地域(すすき野CP, 奈良CP)に出かけての相談支援	月2回
ひろば事業 (あおばであそぼ)	療育センター利用前の相談支援	年10回(土曜診療日に実施)
ひろば事業(はろお!)	相談開始後の一次支援・評価グループ	週10回程度
年長児就学支援グループ (みーと)	年度後半利用の年長児への療育支援	年4回程度

(5) 人材育成

- ① SW全員が出席する受理会議やSW間の個別の相談・調整・指導等のOJTを通じた、利用児・保護者への相談支援対応(相談・受理・支援方針の作成・調整等)の課内共有とレベルアップを継続的に行う。
- ② SWによる個別の支援情報・方針等を「こころのケア相談事業」を担当する外部の専門職(大学教授・精神保健福祉士)と共有しスーパーバイズを受けることで、より相談支援対応のレベルアップを図る。
- ③ 職員の中長期的な育成を視野に入れた年度毎の研修計画に基づく研修受講を促進するとともに、伝達研修等を通じて課内への成果物の周知・共有化を図り、課全体のレベルアップに繋げる。

(管理課)

(1) 業務効率化と職場環境の整備

- ① 電子カルテシステムの本格稼働に向けて、関係部署との連携調整を行う。また業務の効率化、及び作業スペースの確保等を狙いとし、IT機器導入による情報の共有化を図る。
- ② 既存マニュアルの見直しとともに、地域療育センターで勤務する上で欠かせない、日々の事象を新たにマニュアル化し、働きやすい職場環境を整備する。

(2) 人材育成

- ① 目標チャレンジ制度を活用し、自らが目標を持ち、達成を目指すことにより、継続的な成長を促す。
- ② 主体的な学びや挑戦の機会を提供し、能力開発の強化を図る。

(3) 経営管理

- ① 光熱水費や材料費等の価格高騰が経営に与える負担を的確に捉えるとともに、関連部署との連携を密にし、特に財務状況については常に最適化となり得るよう、日々の分析と提案を行っていく。
- ② 経費削減、および法令順守を目的とした、適切な契約業務の遂行を行う。

(4) 施設管理

- ① 老朽化が進む施設内の設備に対して、中期的な修繕計画を策定し、各種補助金等の活用検討しながら、可及的速やかに対策を行う。
- ② 感染拡大防止対策及び事故防止対策を目的として、常に清潔で安全な施設を心掛け、安心して気持ち良く利用できる施設整備を行う。

(5) 防災・防犯意識の向上と取組

- ① 日常の危機管理に加え、土砂災害、風水害等の防災対策をし、福祉避難所としての体制強化を行う。
- ② 防災訓練を毎月実施すると共に、防災マニュアルを見直し職員に周知徹底する。
- ③ 防犯意識の向上に向けて警察と連携した訓練を実施すると共に不審者対応マニュアル等の見直しを行う。

V たっちほどがや運営事業

1 全体目標

新型コロナ感性症が5類に移行したことから、感染症対策を実施しながら行事の開催や外出活動を再開し、制限を余儀なくされた生活から、より豊かな生活の質の向上を目指す。

通所事業である生活介護事業については、定員20名であり契約人数は日々25名となっているが、短期入所や欠席などを加味すると、1日あたり20名を越えることはほとんどない状況である。現状ではこれ以上の受け入れは困難なこともあり、外出することで、余裕を持った受け入れ状況や専用の場所を確保することによって事業運営も潤滑に回ることが予測できるため、早期に新たな事業所の用地を探していきたい。

2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりの意思決定支援の推進
- (2) 高齢化や重度化に伴う終末期の支援
- (3) 日中活動・外出支援の充実（アフターコロナの新たな支援の展開）
- (4) 看護体制の強化
- (5) 人材確保・人材育成（職員自ら発信ができる多様な視点の強化、他施設研修など）
- (6) 在宅児者を介護する家族支援の充実
- (7) 収支状況の改善（節約、合理化）
- (8) 労働環境の改善継続（働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大実施）
- (9) たっちほどがや生活介護事業の施設外運営の検討

3 数値目標

事業名	2025年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2人（41.2人/日）
短期入所事業	7.8人（7.8人/日）
生活介護事業	20.2人（20.2人/日）【祝日利用含む】
たっちいずみの課 生活介護事業	18.0人（16人/日）
たっちいずみの課 放課後等デイサービス事業	4.0人（3.9人/日）

4 各課の主要事業計画

(入所支援課)

(1) 利用者の高齢化・重度化への対応

- ① 喀痰吸引等研修を受け、医療的ケアの対応が出来る職員を育成する。
- ② 障害福祉分野の ICT 導入。
- ③ 利用者の状態に応じた居室の見直し。

(2) 社会的状況に合わせた社会参加と地域交流

- ① 外部通所は本人の状況や希望・丁寧な地域移行の推進・家族の意向により検討する。
- ② 外出活動は感染対策を適切に行い実施する。
- ③ 季節毎の行事開催でユニット間交流・地域交流を促進する。

(3) 家族とのつながり

- ① コロナ過で途切れてしまった家族と情報を共有し、信頼・協力関係を再構築する。
- ② 家族の高齢化に伴う面会や交流方法を検討する。

(4) 日中活動支援

- ① 継続的なボランティア受け入れの再開。
- ② 施設間交流や地域のイベントなどに積極的に参加し、地域社会との交流を深める。

(5) 人材育成

- ① 職員一人ひとりが共有すべき情報を理解し、支援人材の更なる専門性の向上を目指し研修参加と自己研鑽に努める。
- ② 安全で適切な医療的ケアの実施が出来るよう知識・技術の習得。

(通所・在宅支援課)

(1) 生活介護事業

- ① 感染症対策の変化に対応しながら、日々の利用者 20 名を目標に安定運営に努める。
- ② チームによる意思決定支援を推進し、本人のみならず支援者のエンパワメントにつなげていく。
- ③ 一人ひとりの個別の課題や家族のニーズを把握し、将来へ向けての準備を各関係機関と連携し支援する。

(2) 短期入所事業

- ① 長期入所利用者とユニットを共にする短期入所事業として、全個室の環境をメリットとして捉え、状況に応じた柔軟な対応を実施し、安定した 8 床稼働を目指す。
- ② 地域の感染状況を正確に捉え、感染対策と本人や家族のニーズが共有できるようにその時に見合った連絡、調整を行う。
- ③ 各関係機関と連携を図る。

(3) 指定特定相談支援事業

- ① 本人や家族が安心した生活が送れるように、各関係機関と連携を図る。
- ② 意思決定支援に取り組む。
- ③ 地域のネットワークを構築し、本人が目指す生活の実現に向けて支援する。
- ④ 各関係機関と連携を図る。

(4) 人材育成

チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定して、チーム(集団)としても成長していく。また、職員同士で意見を出し合う機会を設け、情報共有することで結束力を強めていく。

担当業務を強化するための研修等に参加し、生活支援員としての知識や技術の向上を図る。

(5) 働きやすい環境づくり

役割分担を明確にして、業務時間内で収まるように工夫し、残業を減らしていく。

休暇の取りやすい環境作りや意識改革を行っていく。

(たっちいずみの課)

(1) 利用者、利用者家族に寄り添った支援

利用者が笑顔で楽しめる場であるとともに、様々な社会体験の出来る場所にしていく。

また、ご家族の思いに寄り添いながら、利用者の自主性を尊重し持っている力を発揮できる場を創出し、基本的な感染対策を実施することで安心して利用出来る場所にしていく。

(2) 活動内容及びサービスの向上

利用者一人ひとりの意思表示を丁寧に汲み取り、行動出来る活動を実施していく。

また、近隣地域への外出活動やイベント等交流の場を広げていく。

さらに、事業所の見える化を図り、活動参観会など普段の様子が見える機会を継続実施していく。

(3) 人材育成

① 職員一人ひとりが余裕を持ち、生き生きと働ける環境作りのため、休暇や事務的な仕事を計画的に取り組める環境作りをする。

② IT機器や支援ソフトの導入を検討し、業務の効率化を図り超過勤務の軽減をすすめる。

③ 外部研修の参加促進、内部勉強会、オンライン研修などを活用し、スキルアップする。

(看護課)

(1) 看護師の連携体制の整備

① 感染対応や利用者の健康面の支援について看護師間で情報共有し、連携を強める。

② 感染症状況、体調に配慮しながら、利用者の生活活動を安全に有意義に過ごせるように、生活支援員・看護師・医療機関・嘱託医と連携し、利用者のQOLの向上を図る。

(2) 入所

原疾患・障害の進行・加齢による健康ステージの変化に合わせた、支援・看護を提供することで、QOLの維持・向上を目指す。

ご本人、ご家族への治療・医療に対する思いを再確認し、主治医・施設間で共有する。

(3) 短期入所

利用者が安心・安全に過ごせるように、情報共有を図り、適時適切な対応をスムーズに行えるように、社会的背景の確認を再確認する。

(4) 通所

利用者が安心・安全に過ごせるように、生活支援員と連携しケアを行う。

(5) 人材育成

- ① 医療ケアを安全に実施できるように、研修の実施、適時の技術確認を行うとともに、利用者にとっての医療ケアの必要性や役割について考えながら、技術を深める指導を行う。
- ② 感染や急変時のスムーズな対応ができるように、引き続き情報共有を行う。

(管理課)

収支状況を分析し、経営改善に向けた検討を行う。

(1) 効率的な執行の管理

- ① 効率的・計画的な執行を行う。
- ② 助成金や補助金を積極的に活用する。

(2) 建物・設備管理

- ① 経年劣化による建物修繕及び設備更新について、引き続き必要な費用を積算する。
- ② 定期的な施設設備の点検と迅速で合理的な修繕を実施する。

(3) 労働環境整備

- ① 腰痛による離職を防ぐため、リフター導入を進める。
- ② 時間外労働及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

(4) 防災・防犯・感染対策

- ① 飲料水などの備蓄を含めた防災計画やBCPを見直す。
- ② BCP訓練を定期的に行い、実効性のあるものにつなげる。
- ③ 福祉避難所設置及び開所運営訓練を実施する。

(5) 給食提供

- ① 利用者が高齢化・重度化している為、生活支援員や看護師から利用者の嚥食状態や健康面の聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。
- ② 入所利用中の給食では実現困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせてものにつなげる。
- ③ 定期的な給食会議を開催し、利用者の状況の共有を行いながら、給食提供を行う。